

平成24年度 第1回石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 平成24年11月26日(月) 午後2時00分～3時00分
- 2 開催場所 石川県庁 14階 第1406会議室
- 3 委員の出席 10名中、9名出席
- 4 協議会の概要
開会挨拶 齋藤次長兼水産課長

(1) 会長及び会長代理の選出について

- ・委員の互選により石川県漁業協同組合代表監事の勝木委員を会長に、石川県釣り団体協議会会長の金子委員を会長代理に選任した。

(2) 平成24年度松出し瀬海域における承認状況について

事務局

- ・福井海区漁業調整委員会指示による石川県への承認隻数は、漁業承認が82隻、遊漁承認が85隻であることが報告された。

また、福井県三国沖の松出し瀬におけるプレジャーボートなどによる釣り、いわゆる遊漁の規制に関する裁判の判決は、平成24年9月19日に名古屋高裁金沢支部であり、松出し瀬海域での釣りを規制した福井海区漁業調整委員会の指示は「水産物の供給が重要と考えると、遊漁者に一定の制限を課すことはやむを得ない」として、これに従うことを命じた知事命令に違法性はないというものであり、遊漁者側は、この判決を不服として上告した旨が報告された。

(3) 共同漁業権内における貝藻類の採捕について

事務局

- ・共同漁業権が設定されている海面において、漁業権の対象となっている貝藻類(あわび・さざえ等の貝類、わかめ・もずく等の藻類)を漁業者以外の者が採ることは、漁業権侵害(密漁)として告訴されることを説明した。

なお、県漁協加賀支所では、8月にさざえ、あわび等を密漁したとして県外者を告訴した旨が報告された。

委員

- ・漁業者は、漁業権内で稚貝を放流しながら資源増殖を図っており、小さな貝を採らないように採捕の制限を行っている。

告訴したことを新聞やテレビに出したり、密漁禁止の看板を出すことによって密漁防止を啓発すればどうか。

事務局

- ・稚貝の放流や採捕の制限については、様々な意見が出たので、次回の協議会で、県内や他県の状況を整理して報告することとした。

(4) 海難防止対策について

事務局

- ・今年は、これまで16件の海難事故が起こっており、昨年の5件と比較すると事故が多いこと、中でもいか釣り漁船の事故が多いことを説明した。

なお、4月10日から5月10日までを「漁船海難防止月間」として、洋上指導を実施したこと。また、7月11日に関係機関（海上保安部、県漁協、県漁船保険組合）において漁船海難事故防止連絡会議を実施、7月19日から8月29日にライフジャケット（救命胴衣）の着用訓練を実施したことを説明した。

委員

- ・実際に海に飛び込んで体験するライフジャケットの着用訓練は、非常に効果があるので、漁業者だけでなく一般のプレジャーの方にも参加してもらったかどうか。

また、釣り団体としてもライフジャケットの着用率100%を目指して活動している。

(5) その他

事務局

- ・次回の海面利用協議会を3月中旬に実施することを説明した。